

第二十六回 参議院通信委員会會議録第十六号

(四四二)

昭和三十三年五月十三日(月曜日)午前
十時五十四分開会

委員の異動

四月二十六日委員中山壽彦君、宮田重
文君及び横川正市君辞任につき、その
補欠として吉米地英俊君、木内四郎君
及び松本治一郎君を議長において指名
した。

四月二十七日委員木内四郎君及び吉米
地英俊君辞任につき、その補欠として
宮田重文君及び中山壽彦君を議長にお
いて指名した。

四月三十日委員松本治一郎君辞任につ
き、その補欠として横川正市君を議長
において指名した。

五月八日委員奥むめお君辞任につき、
その補欠として田村文吉君を議長にお
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 剣木 亨弘君
理事 手島 栄君
鈴木 強君
長谷部ひろ君

委員

石坂 豊一君
新谷貢三郎君
宮田 重文君
三木 治朗君
光村 甚助君
森中 守義君
平井 太郎君

国務大臣
郵政大臣

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
会専門員

本日の會議に付した案件
○有線放送電話に関する法律案(内閣
送付、予備審査)

○委員長(剣木亨弘君) ただいまより
委員會を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告い
たします。去る四月二十六日横川正市
君が辞任され、松本治一郎君が、また
宮田重文君及び中山壽彦君が辞任さ
れ、木内四郎君及び吉米地英俊君が、
二十七日木内四郎君、吉米地英俊君が
辞任され、宮田重文君、中山壽彦君
が、三十日松本治一郎君が辞任され、
横川正市君が、五月八日奥むめお君が
辞任され、田村文吉君が、それぞれ委
員に選任されました。

○委員長(剣木亨弘君) 本日は、まず
有線放送電話に関する法律案を議題と
いたします。

これより提案理由の説明を聴取いた
します。

○国務大臣(平井太郎君) ただいま議
題となりました有線放送電話に関する
法律案について、提案理由の御説明を
申し上げます。

近時、農山村等におきましては、通
話装置を付置した有線放送設備による
簡易な電話に関する需用が増加しつづ
てありますが、現行の有線電気通信法の

規定によりましては、その適正な規律
が困難でありますので、有線放送設備
を利用して行う電話に関する業務をこ
の法律によって許可することとし、そ
の適正な運営をはかり、もって有線電
気通信に関する秩序の確立に資しよう
とするものであります。

この法律のおもな内容について申し
上げます。

有線放送電話業務を行おうとする者
は、郵政大臣の許可を受けなければな
りませんが、その許可の基準は、業務
地域につきましては、同一の市町村内
にあるものであつて、その住民が社会
的経済的に相互に比較緊密な関係を
有し、かつ、その相互間の電話連絡が
不便な地域であること。業務を行う者
の要件といたしましては、その業務を
営利を目的としないものであつて、こ
れを適確に遂行するに足る能力を有
するものであること。業務の用に供す
る設備につきましては、もっぱら通話
の用に供するための線路がないもので
あること等であります。

なお、許可の有効期間は、五年とい
たしておりますが、申請によつて、延
長することができるといたしてあり
ます。

次に、業務の運営等につきまして
は、業務区域外において役務を提供し
てはならないこと、その他業務区域拡
張の許可、契約約款の届出等を規定い
たしております。

次に、許可の取り消し、罰則等本法
の運用に必要な限度における規定を設

けてありますが、許可の取り消し等、郵
政大臣の処分につきましては、聴聞お
よび異議の申し立ての制度を設けまし
て、処分の適正をはかることに、違
法または不当な処分に対する救済をは
かることといたしております。

なお、本法の付則により、有線電
気通信法の一部を改正したことによ
ておりますが、これは有線放送電話業
務の用に供する有線電気通信設備と日
本電信電話公社または国際電信電話株
式会社の公衆電気通信設備との接続を
禁止すること等であり、

何とぞ、十分御審議の上、すみやか
に御可決下さいますようお願い申し上
げます。

○委員長(剣木亨弘君) ちょっと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(剣木亨弘君) 速記を始めて
下さい。

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時一分散会

四月二十六日本委員会に左の案件を付
託された。

一、宮崎県延岡地域の電話線ケーブ
ル化等に関する諸願(第一九〇六
号)

一、福島県会津若松市にテレビ中継
放送局設置の諸願(第一九一五号)

第一九〇六号 昭和三十三年四月
十八日受理
宮崎県延岡地域の電話線ケーブル化等

に関する諸願

請願者 宮崎県議會議長 藤井
満義

紹介議員 平島 敏夫君

電話事業が現社会にとつて不可欠な
ものであり、また、経済生活の基礎と
なつてゐることはいうまでもないこと
で、殊に台風常襲地帯の宮崎県にお
ける電話線のケーブル化による通信網
の整備と長距離市外通話の即時化及び
テレビ観賞実用化のためのマイクロー
エープの実施は最も緊急事であるが、
本県における実情は、都城方面が既に
ケーブル化され、日南方面も本年度に
完成される由で、独り延岡方面のケー
ブル化のみがおくれている現状で、本
県将来の文化産業の発展に多大の支障
となるから、すみやかに延岡方面の電
話線のケーブル化並びに宮崎にマイク
ロエープ設置の実現を図りたいとい
ふ諸願。

第一九一五号 昭和三十三年四月
十九日受理

福島県会津若松市にテレビ中継放送局
設置の諸願

請願者 福島県会津若松市議會議長
岸久吉

紹介議員 田畑 金光君

NHKにおける福島県に対するテレビ
ジョン中継放送局の第一次実施計画は
一箇所の予定のよしであるが、会津若
松市は会津文化の発祥地であり、特に
只見川電源地帯を有し、国家的産業の
一大基盤として著々発展しており、本

県における文化あるいは産業の中心都市であるとともにテレビジョン放送の立地条件からしても最高適地であるから、当市に第一次的にテレビジョン中継放送局をぜひ早急に設置せられたいとの請願。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、電波法の一部を改正する法律案（新谷寅三郎君外五名発議）

電波法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「以下同じ。」を削る。

第五十条第一項を次のように改める。

左の各号に掲げる船舶無線電信局には、通信長（船舶通信士の長をいう。以下この項において同じ。）として、当該各号に定める無線通信士を配置しなければならない。

一 総トン数三千トン以上となる船舶又は旅客船以外の船舶（以下「非旅客船」という。）であつて

総トン数五千五百トンをこえるものの船舶無線電信局

二 総トン数三千

ト未満五百トン以上の旅客船又は総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の非旅客船の義務船舶無線電信局である

三 非旅客船の船舶無線電信局

（前二号に該当するものを除く。）であつて公衆通信業務を取り扱うもの及び旅客船の船舶無線電信局（前二号に該当するものを除く。）

第六十三条第一項を次のように改める。

船舶無線電信局は、その船舶の航行中は、第一種局にあつては常時運用し、第二種局甲にあつては一日十六時間、第二種局乙にあつては一日八時間、第三種局にあつては一日四時間、郵政省令で定める時間割により運用しなければならない。但し、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

第六十三条第二項を次のように改める。

2 前項の第一種局、第二種局甲、第二種局乙及び第三種局は、左の各号に定める船舶無線電信局とする。

一 第一種局 遠洋区域を航行する旅客船であつて二百人以上の旅客定員を有するもの

二 第二種局甲 イからハまでに掲げる船舶の船舶無線電信局

三 第二種局乙 イからニまでに掲げる船舶の船舶無線電信局

四 第三種局 総トン数千六百ト未満五百トン以上の非旅客船の公衆通信業務を取り扱わない船舶無線電信局であつて義務船舶局であるもの

ハ 総トン数五千五百ト以下千六百ト以上の非旅客船であつてその船舶無線電信局が義務船舶局であるもの

ニ 総トン数五千五百ト以下の非旅客船であつてその船舶無線電信局において公衆通信業務を取り扱うもの（この号

ハに該当するものを除く。）

第六十五条第一項中「第一種局、第二種局甲及び国際航海に従事する旅客船の第二種局乙」を「船舶無線電信局であつて、第五十条第一項各号の一に該当するもの（同項第三号に該当するものにあつては、国際航海に従事する旅客船のものに限る。）」に改める。

第六十五条第二項中「第二種局乙」を「第五十条第一項第三号に該当する船舶無線電信局」に、「第三種局甲」を「第六十三条第二項に規定する第三種局」に改める。

第六十五条第六項中「第三種局乙（第一種局、第二種局及び第三種局甲に該当しない船舶無線電信局をいう。以下同じ。）」を「第六十三条第二項に規定する第一種局、第二種局甲、第二種局乙及び第三種局に該当しない船舶無線電信局」に改める。

附則
この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、高知県後免町の電話通信機関統合等に関する請願（第一九二九号）

一、身体障害者のラジオ聴取料減免に関する請願（第一九三三三号）

一、高知県津大村中半に農村公衆電話架設の請願（第一九四一四号）

話架設の請願（第一九四二二号）

一、高知県大正町に農村公衆電話架設の請願（第一九四三三号）

一、大分県豊後高田郵便局庁舎新築促進に関する請願（第一九四四四号）

一、マイクローエーブ及び電話網の整備促進に関する請願（第一九五四号）

一、高知県中村市常六に公衆電話架設の請願（第一九七六号）

第一九二九号 昭和三十三年四月二十二日受理
高知県後免町の電話通信機関統合等に関する請願

請願者 高知県長岡郡後免町長 金堂久喜

紹介議員 鹽見 俊二君

高知県後免町における電話通信施設は、南部地区に後免電報電話局、北部地区に領石郵便局の二局があるが、両地区間の電話通信は局外通話となつてゐるため、通常一時間から二時間を要する現状であり、町役場、町民等の不便利は甚だ大なるものがある。このような悪条件を解決するためには、町内電話の区内一本化以外に方法はないので、これが実現について日本電信電話公社松山通信局に陳情したところ、昭和三十四年度において実現のことはなつてゐる由であるが、当町としては現在ならば新局設置のための最適地もあることであるから、早急にこれが実現を図られたいとの請願。

請願者 山口県防府市三田尻老

松町山口県身体障害者
福祉更生連合会内 宮
本頼明

紹介議員 重宗 雄三君

身体障害者のラジオの聴取は、自力更生の意欲を高め、闘病に欠くことのできないものとなつてゐるが、身体障害者にとつて現在の社会情勢では、その聴取料のねん出も一方ならぬ重負担であり、また精神的にも悪影響を及ぼしているから、(一)戦傷病者に対しては、現在施行の恩給法による項症以上とあるを同法の二款症以上を対象とする(二)身体障害者(身体障害者福祉法による手帳所持者)にして本人が世帯主で、本人の所得(生活保護法による扶助を含む)による独立会計で生計を営む者に対しては、半額免除とすること、(三)身体障害者(前項に同じ)にして症状固定し、常に就寝している者に対しては、全額免除とすること等の措置を講じ、身体障害者のラジオ聴取料の減免を図りたいとの請願。

第一九四一号 昭和三十二年四月

二十三日受理

高知県津大村中半に農村公衆電話架設の請願

請願者 高知県幡多郡津大村長
三石重行外一名

紹介議員 横川 正市君

高知県津大村は十八部落を有する広大な農山村であるが、公衆電話のある部落はわずかに五部落にすぎず、中半部落のごときはまったく陸の孤島とも言ふべき状態であつて、もよりの公衆電話までの距離は近く二キロ、遠くは六キロもあるため、部落民の不利不便

はじんだであるから、電々公社における無電話部落解消五箇年計画の第一年度である本年度にぜひとも中半部落に農村公衆電話を架設せられたいとの請願。

第一九四二号 昭和三十二年四月

二十三日受理

高知県津大村政本に農村公衆電話架設の請願

請願者 高知県幡多郡津大村議
會議長 宮地百馬外一
名

紹介議員 横川 正市君

電々公社においては、無電話部落対策の一環として、本年度から五箇年計画で無電話部落解消にのり出す由であるが、この際陸の孤島ともいふべき高知県津大村口屋内郵便局管内政本部落にぜひとも本年度に農村公衆電話を架設せられたいとの請願。

第一九四三号 昭和三十二年四月

二十三日受理

高知県大正町に農村公衆電話架設の請願

請願者 高知県幡多郡大正町長
小畑豊馬外一名

紹介議員 横川 正市君

高知県大正町は、県下有数の大きな町であるが、本町の中心地田野々から遠く離れた奥打井川、中津川、下津川、相去、芳川等の部落は通信施設がないため物心両面に多大な不利不便をきたしている実情であるから、昭和三十二年度においてこれらの部落に農村簡易委託公衆電話を架設せられたいとの請願。

第一九四四号 昭和三十二年四月

二十三日受理

大分県豊後高田郵便局庁舎新築促進に関する請願

請願者 大分県豊後高田市長酒
井武雄

紹介議員 矢嶋 三義君

大分県豊後高田郵便局は、昭和二十五年十月普通郵便局に昇格し、職員数も相当の増員となり、又市町村合併による近接七箇町村の合併で取扱事務量も大幅な増加をきたしたのであるが、局舎が極めて狭あいかつ老朽舎屋で、採光も極度に悪く、業務の能率低下はもとよりひいては職員の健康にも悪影響を及ぼすものであるから、すでに郵政本省も認めている新局舎の新築をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一九四五号 昭和三十二年四月

二十四日受理

マイクローニブ及び電話網の整備促進に関する請願

請願者 愛媛県議會議長 白石
春樹

紹介議員 堀本 宜實君

従来愛媛県のような遠隔地に対する文化的、公共的諸施設の計画実施が多分に遅延する弊があることはなほ遺憾とすることであり、特にマイクローニブ並びに電話網の整備について、の当地方住民の要求は実に切なるものがあるから、政府並びに日本電信電話公社においては、その事情を十分察察の上昭和三十三年度においてこれが実現を期せられたいとの請願。

第一九七六号 昭和三十二年四月

二十六日受理

高知県中村市常六に公衆電話架設の請願

請願者 高知県中村市三ツ又二
七 林重穂外二十六名

紹介議員 横川 正市君

高知県中村市常六、三ツ又、大屋敷及び片魚の四部落は戸数二百七、人口一千百三十九人を有しているが、いまだに公衆電話がないため、四部落住民の不利不便はじんだなものであるから、すみやかに常六部落に公衆電話を架設せられたいとの請願。

昭和三十二年五月十四日印刷

昭和三十二年五月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局